

(平成 29 年 4 月 1 日施行)
社会福祉法人均生会

社会福祉法人均生会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人均生会定款第 8 条第 1 項及び第 21 条第 1 項に定めるとおり無報酬とする。

ただし、定款第 8 条第 2 項及び第 21 条第 2 項の規定に基づき費用弁償のため交通費として理事会、評議員会及び監事監査への出席 1 回につき下記の別表のとおり支給するものとする。

別表

役 職 名	日当の額
理事、監事	3, 0 0 0 円
評議員	3, 0 0 0 円

附 則

(改廃)

この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(施行期日)

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。